

議案第 13 号

市川市都市計画税条例の一部改正について

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「若しくは第 53 項」を「、第 53 項」に改め、「第 59 項まで」の次に「若しくは第 61 項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第 16 項の規定は、平成 21 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 20 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法の改正により都市計画税の課税標準の特例が加えられたことに  
伴い、本市の都市計画税の課税標準についてもこれと同様の措置を講ずる必  
要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。